

R7年度 農業用機械・施設(パイプハウス等)に対する補助事業(ハード事業)

事業名	事業概要	対象者	主な要件	補助対象	補助率	補助金 上限額 (千円)	事業種別	問い合わせ 先
農地利用効率化等支援 交付金	地域計画の早期実現に向けて、地域の中核となる担い手が経営改善に取り組む場合に必要な農業用機械・施設の導入を支援します。	地域計画が策定された地域において、地域計画のうち目標地図に位置図けられた認定農業者、認定就農者、集落営農組織等	(1)金融機関から融資等を受けること (2)目標年度に付加価値額(収入総額－費用総額+人件費)を拡大すること (3)農産物の価値向上、単位面積あたりの収量増加。経営コストの削減の目標を1つ以上設定すること	(1)農業機械や施設の整備等 (2)農地等の改良、造成または復旧	30%以内	3,000千円 ※目標年度の経営面積が基準以上となる場合は6,000千円	国	農業振興センター Tel：(北)078-982-2811 (西)078-975-6895
産地生産基盤パワーアップ事業	収益力強化に計画的に取り組む産地に対し、農業者等が行う高性能な機械・施設の導入や栽培体系の転換等に対して総合的に支援します。	神戸市農業活性化協議会が策定する「産地パワーアップ計画」に位置付けられた農業者(個人、団体)等	(1)成果目標 事業実施後2年度内に産地として生産コストの10%削減、又は販売額の10%増加を達成すること等 (2)面積 産地の経営面積の合計値が下記の面積要件を満たすこと 水稲:50ha、露地野菜:10ha、施設野菜:5ha、果樹:10ha 等	(1)整備事業 乾燥調製施設、穀類乾燥調製貯蔵施設等 (2)基金事業 農業機械のリース導入・取得等	50%以内		国	
県指定産地等整備事業	県指定野菜品目(西区17品目、北区5品目)の生産基盤拡大を図るため、パイプハウス等の設置を支援する	JA、農業者が組織する団体(3戸以上)等	事業対象野菜が、県指定産地の振興品目、準振興品目であること。他	パイプハウス、生産管理用機械等(県指定野菜品目(西区17品目、北区5品目)生産用)	1／3以内	－	県	
ひょうご施設園芸産地競争力強化対策事業	産地競争力の強化に向けたたいさくを行うため、園芸用ハウスや機械等の設置を支援する。	農業者が組織する団体(3戸以上)等	整備する生産管理用施設の面積が概ね1,000㎡以上であること。他	園芸用ハウス、附帯施設、農業用機械等	1／3以内	－	県	
ひょうごの花づくり推進事業	花き産地の育成・強化を図るため、高品質や花持ち等、実需者からの多様なニーズに対応した高品質化等に向けた施設整備等を支援する。	1 農業協同組合 2 営農集団(3戸以上)※ 等 ※組織及び運営に関する規約があり、その中で代表者の定めがある団体とする。また、農業者が組織する団体が事業実施主体となる場合には、当該事業実施主体は、事業実施並びに会計手続、事後管理を適正に行い得る体制を有していなければならない。	(1)対象品目は、県重点品目(きく、鉢物・花壇用苗物、ストック、カーネーション)または地域重点品目(ひょうご花き振興方策(令和3年3月策定)による)に位置づけられた品目とする。 (2)対象品目の栽培面積が原則として0.1ha以上5ha未満であること (3)事業実施計画に掲げる達成目標(兵庫県「ひょうごの花づくり推進事業(高品質等生産施設整備事業)実施要領」別表に基づく)が適正と見込まれること	(1)共同利用施設 (2)共同利用機械・機材 これらを整備する場合に必要な経費についての補助	総事業費の1/3以内	－	県	農業振興センター Tel：(北)078-982-2811 (西)078-975-6895
スマート農業等導入支援事業	スマート農業等を導入することで、農作業を省力化、効率化することにより、農業のさらなる振興と農地の適切な管理につなげる。	【一般枠】 1 市内の集落営農組合 2 市内で農業を営む農業法人 3 市が認定する認定農業者又は認定新規就農者(応募時点で認定有効期間である場合に限る) 4 農会等その他市長が認める地域団体 【地域計画枠】 上記一般枠に該当する者であり、かつ、地域計画の目標地図に位置付けられている者	(1)導入する機械・設備等を原則10日間／年以上使用すること (2)導入する機械・設備等(スマート農業)の普及・啓発に取り組むこと (例:事業申請者が所属する出荷グループ等における情報共有・無償貸与 など) (3)事業申請者が管理する農地(作業受託を含む)の1割以上において、導入する機械・設備を事業実施年度内から使用すること	(1)リモコン式自走草刈機の導入 (2)水管理システムの導入 (3)ドローン(農薬・肥料散布等、農業での使用に限る) (4)アシストスーツ(農作業の負担軽減を図ることができるもの等、農業での使用に限る) (5)電動アシスト播種機 (6)その他市長が認める機械・設備等	50%以内	【一般枠】 500千円 【地域計画枠】 2,000千円	市	農政計画課 Tel：078-984-0369
農業経営力向上支援事業	集落営農組織を対象に、農業用機械、施設及び設備の導入または修繕に係る費用の一部を支援する	次の要件をすべて満たす集落営農組織。 ア. 市内で営農地を有するもしくは市内の農地で農作業受託を行うもの。 イ. 組織の代表者および規約の定めがあるもの。 ウ. 収支を組織専用の口座で管理していること。 ※過去にこの事業を実施した場合は、当該実施時の事業計画書に定めた目標値を達成していること。	事業実施年度から、2年以内に経営規模(農作業受託面積を含む)を5%以上増加させること。	集落営農組織の発展(規模拡大・法人化・広域化等)のために要する施設、農業用機械及び設備の導入。	事業に要する経費の50%以内	1事業あたり1,000千円	市	農業振興センター Tel：(北)078-982-2811 (西)078-975-6860